

■市が助成する耐震改修事業

区分	木造住宅	
	耐震診断	耐震改修工事
事業内容	専門家による木造住宅の耐震診断に対し、その費用の一部を補助します	壁や基礎の補強工事に対し、費用の一部を補助します
補助対象 (右記の全てに該当する住宅)	<ul style="list-style-type: none"> ①昭和56年5月31日以前に着工した住宅 ②木造戸建て住宅(店舗併用の場合は、住宅部分の面積が全体の半分以上) ③平屋建てから木造3階建てまでの住宅 ④過去に本助成を受けていない 	<ul style="list-style-type: none"> ①市助成の耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断された住宅 ②解体工事を含めて現場に着手していない。かつ、工事業者と契約していない ③令和4年3月中旬までに工事が完了できる(工事代金の業者への支払い含む) ④過去に本助成を受けていない <p>※建て替え工事の場合、さらに以下の条件が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既存住宅と同一の敷地内に建築する ②既存住宅はすべて解体する(住宅が一部残存するなどの場合は要相談)
助成内容	市負担額=14万2400円 個人負担額=8400円(200平方メートル以下)~3万9800円(340平方メートルを超える) ※個人負担額は、住宅の延べ床面積によって異なります	<p>上限=85万円 補助率:対象経費の25分の17 工事内容により、次の加算制度があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内業者が施工する場合 上限=15万円加算 ②①に加えて、耐震化工事以外に改修工事を行う場合 上限=25万円加算 <p>加算制度を含めた最大上限=110万円(①か②のいずれか)</p>
追加募集件数	9件	4件
申込期間	10月22日(金)から11月12日(金)まで(必着)	
申込方法	「仮申し込み書」を提出してください。	
申請書配布場所	建設部住宅都市整備課(建築係)(登米市役所中田庁舎内) ☎0220(34)2316 ※市公式ホームページ「地域対策事業について」のページからもダウンロードできます	
抽選会	<p>【日時】11月18日(木)午後3時~</p> <p>【場所】登米市役所中田庁舎1階101会議室</p> <p>※抽選会の出席者は、申請者本人・代理人どちらでも構いません。(代理出席によって抽選が不利になることはありません)</p> <p>※申請希望者が追加募集件数を超えない場合、抽選会は実施しません。その際は、申請者に対して事前に電話連絡します</p>	

※建物の規模や改修内容などの状況により、助成金額や個人負担額が違います
※各事業とも年度ごとの事業です。申し込みの時期により制約などがある場合もありますので事前に相談ください

※詳細は、県東部地方振興事務所登米地域事務所ホームページを確認ください

登米産りんご
使っています

ササニシキごはん
登米産

0220(22)6123

昔懐かしいあっさりした味で、今や稀少な品種であるササニシキと樹上で完熟させたリンゴは登米市を代表する秋の実りです。

この秋は、市内飲食店や菓子店で登米産ササニシキやリンゴを味わってみませんか。

■登米産ササニシキごはん
【期間】11月30日(火)まで
【内容】市内13店舗による登米産ササニシキごはん、お寿司などの提供

■登米産りんご使っています
【期間】12月31日(金)まで
【内容】市内10店舗による登米産りんごの菓子、料理などの提供

【問い合わせ】県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部
0220(22)6123

Information 05
地震に備える
耐震改修助成事業追加募集

地震への備えを進めるため、市では木造住宅の耐震診断、耐震改修工事の助成事業を実施しています。

本年度は、早期に申し込み件数が募集件数に達したため、これまで受け付けを終了していましたが、助成を拡充

したため、受け付けを再開いたします。

助成事業の対象件数には限りがありますので、早めに申し込みください。

し込みください。

※申し込み希望件数が追加募集件数を超えた場合は、抽選会を開催し補助対象者を決定する予定です。詳しくは、問い合わせください。

【問い合わせ】建設部住宅都市整備課(建築係)
0220(34)2316

Information 04
転作・園芸作物の機械・施設導入を支援
令和4年度の事業要望を調査します



令和4年度の登米市振興総合補助金(みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業)の事業要望調査を実施します。

希望者は、対象経費や注意事項などを確認し、申し込みください。

※内容は変更になる場合があります。

●みやぎの水田農業改革支援事業
麦・大豆・飼料用米などの転作物の拡大に必要な施設や機械を導入する農業者を支援します。

【事業対象者】営農集団(3戸以上)、農地所有適格法人など

■みやぎの水田農業改革支援事業の対象経費など

事業名	対象経費	補助率
①共同利用機械・施設整備(転作物)タイプ	▶対象作物の耕運整地用、栽培管理用、収穫用、乾燥・調製用機械など(品質分析機器を含む) ▶集団営農集積出荷施設、乾燥・調製施設など(既存機械の格納庫は除く) ※新規需要米を除く	経費(消費税除く)の3分の1以内 ※50万円以上の事業を対象
②共同利用機械整備(稲態様転作)タイプ	▶稲態様転作の栽培管理用機械 ▶乾燥・調製用機械など(品質分析機器を含む) ▶ホールクローブサイレージ用稲関連機械	
※事業要件の注意事項	①は、受益面積1%以上。ただし、対象作物が麦、大豆、飼料作物の場合は、おおむね7%以上の受益面積 ②は、受益面積4%以上	

■園芸特産重点強化整備事業の対象経費など

事業名	対象経費	補助率
園芸特産重点強化整備事業	▶栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械 ▶省エネルギー化機械・装置 ▶低コスト化機械・装置 ▶高品質安定生産機械・装置 ▶農産物被害防止機械・装置 ▶選別、調整、加工用機械・装置 ▶その他園芸振興において特に必要な機械・施設など	経費(消費税除く)の3分の1以内 ※50万円以上の事業を対象
※事業要件の注意事項	事業終了後3年(果樹の取り組みは5年)を経過した年度を目標年度として、具体的な目標計画を設定し、年度ごとに事業実績を報告すること	

【対象作物】麦、大豆、飼料作物、新規需要米など

【必要書類】規約または定款、参考見積書(1社)、カタログ類、作付計画図

※既存の機械・施設の更新やトラクター、自脱型コンバイン、トラックなどの汎用的な機械は対象外です

●園芸特産重点強化整備事業
みやぎ園芸特産振興プランで定める産地改革品目や地域戦略品目の生産、出荷拡大に必要な施設や機械を導入する農業者を支援します。

【事業対象者】農業協同組合、農協園芸特産関係部会、農業法人、任意組合(3戸以上)など

類、施設位置図

※機械・施設の更新、既存施設の追加導入やトラクター、

バックホー、トラックなどの汎用的な機器設備は対象外です

●共通事項
【申込期限】11月12日(金)
【申し込み・問い合わせ】産業経済部農政課(農産園芸係)
0220(34)2713

